

国民健康保険税の令和4年度の標準保険税率について

■標準保険税率とは

標準保険税率は、国保財政の健全化を目的に現在の市町村の税率等の状況を見える化し、市町村が目指すべき方向性を決定する際の参考値とできるよう埼玉県が毎年度示すものです。

■国保事業費納付金

国保事業費納付金は、埼玉県が市町村の保険給付費や国保事業に要する費用の財源に充てるために、市町村から徴収する納付金です。(国保法 75 条 2)

下記の標準保険税率その1、その2の数値は、納付金を100%国保税で賄う場合に必要な数値です。

宮代町の令和4年度予定納付金額 約 8 億 7,587 万円(令和3年度 8 億 7,658 万 3,220 円)

■標準保険税率

	標準保険税率その1 (県運営方針の算定方法) 所得割:均等割=50:50		標準保険税率その2 (現状の町の算定方法) 所得割:均等割=55:45		現在の町の税率 所得割:均等割=55:45	
	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
医療分※1	7.20	43,937	7.45	41,659	6.17	31,800
後期支援分 ※2	2.40	14,173	2.40	13,852	2.05	11,000
介護分※3	2.54	18,459	2.43	18,920	1.89	14,100

【表の見方】

※1 医療分:医療費の財源として徴収する税

※2 後期支援分:後期高齢者医療制度への支援金として徴収する税

※3 介護分:介護保険制度への納付金として徴収する税

標準保険税率と比較して町の税率が低い場合: 税収が不足

〃 が多い場合: 税収が超過

■一人当たりの保険税調定額(現年度分)

R4 年度一人当たりの保険税調定額	144,556 円
R4 年度一人当たりの保険税調定額 (軽減後)	128,751 円
差 額	▲15,805 円

※被保険者数 7,030 人、令和4年度賦課期日(R4.4.1)見込